

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 四方 源太郎

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)
地域名 (地域内農業集落名)	東八田地区 (中山、安国寺、梅迫、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等、多面的な課題がある。
- ・高齢化や担い手不足等により、集落機能が低下し、組織化が困難なケースも見られる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地集約やスマート農業の導入を進め、農作業の効率化を図る。
- ・地域内外から農地の利用者を確保し、営農定着を促進する。
- ・後継者不在の農用地を担い手に集約し、担い手の農地面積増加を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	151.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	151.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、規模拡大を目指す農業者へ集積を図る。 ・耕作以外の作業(除草作業や水管理、獣害防護柵の設置・管理)を集落で行うなど、担い手が耕作しやすい体制づくりを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農作業の効率化を図るため、補助事業等を活用し、簡易な区画整理や農道、水路の改善を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外の若い世代(子供を含む)に農業に関心を持ってもらう取り組みを進め、兼業農家も視野に入れ農地を守る方法を探る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業体の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="radio"/>	④畑地化・輸出等	<input type="radio"/>	⑤果樹等
<input type="radio"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="radio"/>	⑧農業用施設	<input type="radio"/>	⑨耕畜連携等	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ被害が拡大しないように必要に応じて、防護柵を設置する。
- ③GPSTラクタ、田植え機を活用し作業の効率化、省力化を行う。